

市長所信表明（平成28年3月）

おはようございます。

本日、平成28年3月吉野川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御出席を賜りありがとうございます。

はじめに、「吉野川市人口ビジョン及び総合戦略」について申し上げます。

東京圏への人口の一極集中と地方の人口減少が進行する中で、本市は、若者から高齢者までが暮らしやすい「まちづくり」や、産業の振興等により雇用につながる「しごとづくり」を進めるため、市議会議員の皆様をはじめ、市民の皆様、有識者の皆様など、多くの方々からご意見やご提言をいただき、去る2月1日に、本市の2060年度の人口目標を3万人とした「吉野川市人口ビジョン」と、これを実現するための、平成31年度までの「吉野川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

今後は、この戦略に沿って、国の交付金を最大限活用しながら、本市の地域特性に合った先駆的かつ実効性の高い事業を積極的に展開し、「地域の稼ぐ力」、「地域の総合力」、「民の知見」等を引き出し、本市の地方創生を更に深化させてまいりたいと考えていますので、議員各位の御理解、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

次に、「総合計画」について申し上げます。

平成17年度に策定した総合計画は、前期・後期合わせて10年を計画期間としており、「後期計画」が平成27年度で終了いたします。

本市の総合計画は、行政各分野の施策を網羅していますが、近年、多くの行政分野において、個別計画の策定が義務づけられており、専門家や市民の意見を反映しながら個別計画を策定し、施策・事業の推進を図っております。

また、先程、御説明したとおり、主要な行政課題について具体的な施策と目標を定めた総合戦略を策定いたしました。

さらに、地方自治法による市町村の基本構想策定義務は、平成2

3年5月の法の改正により、廃止されたところでございます。

こうしたことから、^{おくじょうおく}屋上屋を重ねる新たな総合計画は策定せず、各個別計画や総合戦略などの指針となり、本市のまちづくりの基本となる方針・方向性を示して、施策の推進を図ることとしております。

次に、「人事院勧告に伴う給与改定」について申し上げます。

本年度の人事院勧告につきましては、月例給、ボーナスともに引上げ勧告がなされました。

具体的には、民間との較差解消を図るため、月例給は0.36%、ボーナスは0.1カ月、それぞれ引き上げるという内容となっております。

本市におきましては、月例給は全職員平均で、約582円を引き上げることといたしました。

また、国の特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が成立したことに伴い、特別職及び議員各位の期末手当をそれぞれ0.05カ月引き上げることとしております。

関係条例及び予算につきましては、本定例会に提案させていただいております。

それでは、最近の市政の動きについて、申し上げます。

まず、「こども園整備の推進」についてであります。

次代を担う子どもたちの心豊かな成長と幼児教育の連続性を確保するため、幼保一体化を促進し、既存園の運営面の改善とあわせ、公立および民間活力を生かした認定こども園の施設整備を計画的に進めてまいります。

山川西部地区と美郷地区については、小学校再編とともに保育所2カ所と幼稚園4カ所を再編・統合した「高越こども園（仮称）」の整備を進めております。

山川東部地区については、「私立（わたくしりつ）山川東保育所」と「市立山瀬幼稚園」を再編・統合した、民間法人による整備を進めております。

鴨島西部地区については、民間法人による保育所整備を進めており、あわせて幼保再編の検討も進めてまいります。いずれの地区も、開園時期は、平成30年4月の開園を目指しております。

鴨島東部地区については、学校再編計画に関連し、幼保再編と「認定こども園」の計画について説明会を開催いたしましたところ、多くの出席者から、子育て環境の充実のため、「こども園」の整備を早期に進めるべきとの御意見をいただきました。

こうした状況を踏まえ、検討を重ねた結果、鴨島東部地区では学校再編と幼保再編を切り離し単独で「認定こども園」を整備し、平成31年4月の開園を目指すことといたしました。整備場所につきましては、早急に候補地の選定を進めてまいりたいと考えております。

次に、「中心市街地活性化の推進」についてであります。

昨年12月下旬に検討懇話会を立ち上げ、旧麻植協同病院跡地の利活用を重点課題として、鴨島駅周辺における商業振興や居住空間の充実を図り、活力と賑わいを再生していくための協議を重ねてまいりました。

また、市民と行政の協働によるまちづくりを進めるため、検討懇話会とは別に地権者や商業者、市民やNPOの方々に参集いただきワークショップ（3回）を開催し、

- 鴨島駅周辺地区の魅力、課題や将来像について
- 鴨島駅周辺地区の整備の在り方について
- まちづくりの進め方について

などの意見交換・集約を行ってまいりました。

今後、検討懇話会では、ワークショップによる検討結果を踏まえ、整備の進め方等について協議するとともに旧麻植協同病院跡地の利活用を含めた鴨島駅周辺のまちづくりを具体化するための都市再生整備計画の内容を検討してまいりたいと考えております。

次に、「小・中学校における夏季休業日の変更（短縮）」についてであります。

現行の学習指導要領においては、総授業時数や指導内容が増加するなど、教育課程の充実が図られており、児童生徒がゆとりをもって学習できる時間の確保が課題となっております。

こうしたことから、平成28年度より市立幼稚園、小学校、中学校において、夏季休業期間を7月21日から8月26日までとする5日間の短縮を行い、それによって、授業時数や教員が子どもと向き合う時間を確保し、児童・生徒の確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた「生きる力」の育成を図ることができるものと考えております。

以下、当面の市政運営に関して申し上げます。

1点目は、「次代を担う子どもたちの育成」についてであります。

まず、「子育て環境の充実」についてであります。

若い世代が、安心して子どもを生み、育てることができ、皆様から「子育てのまち」として、しっかり評価いただけるよう、子育てと仕事の両立の支援や、地域全体で子どもたちの成長を見守る環境整備など、一層の充実に努めてまいります。

その一つとして、「病児・病後児保育事業」の対象者をこれまでの「小学校3年生までの児童」から「小学校6年生までの児童」に拡大いたします。

続いて、放課後児童クラブを利用する「ひとり親世帯」への支援として、保育料に減免制度を設けることといたします。

加えて、放課後児童クラブにおいて、平日の保育時間を午後6時30分を超えて長時間実施し、かつ新たな事業を実施するクラブへの支援として、補助金を追加するとともに、利用者の増加により、分割するクラブには、支援員を増員し、児童が安全に過ごせる環境づくりに取り組んでまいります。

また、平成28年度より、県において、第3子以降等を対象とした放課後児童クラブの利用料軽減事業が創設されましたので、適切に対応してまいりたいと考えています。

さらに、鴨島児童館に駐車場を整備し、利用者が安全に施設を利用できるようにいたします。

こうした取り組みを通じ、今後においても、地域の子育て力を結集し、安心して子どもを産んで育てられる環境を整えてまいります。

次に、「ICTを活用した教育の充実」についてであります。

子どもたちに21世紀を生き抜く力をしっかりと身に付けさせるためには、子どもたちの将来を見据え、教育の情報化を通じた新たな学びを推進することが必要であると考えております。

本市では、学校のICT環境整備について、これまでも取り組んでまいりましたが、さらに良好で質の高い学びを実現するため、平成28年度は、全小・中学校に最大学級人数分のタブレット型パソコンを導入し、中学校普通教室にプロジェクターを設置します。

さらに、教科指導に有効的なデジタル教科書を導入するなど、ICTを効果的に活用し、児童生徒の学習意欲、思考力、表現力を高める授業や子どもたちが主体的に学習する「新たな学び」を創造することを目指してまいります。

子どもたちの情報活用能力を育成するとともに、学力向上につながる「わかりやすく・深まる授業」を実現するため、21世紀にふさわしい教育環境の整備を図り、吉野川市の特色ある学校教育を推進してまいります。

次に、「英語教育の充実」についてであります。

急速に進むグローバル社会の中で、子どもたちに求められる力も大きく変化しております。これからは、これまで以上に英語力を身に付けていることで可能性を広げることができる時代であり、ふるさとへの愛着と誇りを育みながら、国際社会で活躍できる人材を育成することは、子どもたちはもちろんのこと、市民の夢と希望につながるものと考えております。

本市教育振興計画においても、児童生徒一人一人の未来を切り拓く力を育成するため、グローバル化に対応した教育の推進を掲げ、英語教育の充実を目指しているところでございます。

さらに、2020年東京オリンピック・パラリンピックを見据え、新たな英語教育の在り方が提示される中、児童生徒の英語力の向上を図るため、次の2つの事業に取り組んでまいります。

まず、現在4名体制の外国語指導助手を1名増やし、学校への配置を拡充しながら、小・中学生の英語によるコミュニケーション能力の向上に取り組むこととしております。

また、中学校では、「实用英語技能検定」を積極的に活用し、生徒が英語への関心・意欲、技能を高めながら資格取得をめざすとともに、生徒の英語力を検証し、英語教員の指導改善に活用できるよう、検定料の一部を補助してまいります。

外国語指導助手、検定試験、さらにICTを効果的に活用することで、英語教育をより一層推進し、世界に通用する人材の育成を目指してまいります。

2点目は、「安全・安心なまちづくり」についてであります。

まず、「災害医療プロジェクト推進事業」についてであります。

近年の異常気象や南海トラフの巨大地震などの大規模災害を想定し、医学的管理を必要とする要配慮者に対して、災害時の医療を速やかに行うため、ネットワーク構築を目的とした災害医療プロジェクト推進事業を実施いたします。

具体的には、災害時に使用する発電機、簡易ベッド、簡易担架などの医療器具を購入・備蓄し、市医師会・吉野川医療センター等関係機関との情報共有や支援ネットワークで速やかに平時に近い支援ができるよう県の助成を受け実施するものであります。

このことにより、要配慮者を取り巻く災害時の際の心配事などを払拭し、安心した日常生活が送られるものと考えております。

次に、「防災行政無線整備事業」についてであります。

現在、運用中の防災行政無線の屋外拡声器は、聞こえにくい地域があることから、平成28年度は、山川の川田及び東麦原地区・美郷の湯下及び下浦地区の4カ所で整備を行ってまいります。

この防災行政無線は、全国瞬時警報システム（Jアラート）と連動しており、情報が入った際には、国が直接自動起動させ、津波警報、緊急地震速報、弾道ミサイル発射情報等を住民に瞬時に伝達し、迅速な避難行動を促すことができます。

また、災害時の避難勧告などの災害情報も迅速に市民の皆様に伝えることができますので、この増設により、情報伝達の強化が図れるものと考えております。

次に、「吉野川市総合防災訓練」についてであります。

本年11月13日に、美郷地区において、地震災害等を想定した吉野川市総合防災訓練を「県消防・防災航空隊」、「陸上自衛隊」、「警察署」、「市医師会」、「消防団」、「自主防災組織」などに御参加いただき、実施いたします。

今回の訓練は、地域の防災力の向上を目的に、山間集落地域における「自助・共助・公助」による震災対応を訓練テーマとして掲げております。

また、多くの市民の方に訓練に参加していただき、より実践的な訓練を行い、参加者一人一人がいかに備え、災害発生時に何をすべきかを考えていただく機会となるよう工夫をし、「防災体制の充実」、「市民の防災意識の高揚」を図ってまいります。

3点目は、「豊かな人間性をはぐくむまちづくり」についてであります。

まず、「川島公民館・図書館駐車場整備」についてであります。

川島公民館の駐車場は、隣接する川島図書館の駐車場も兼ねており、公民館事業の開催時には、駐車場が不足していたため、閉園した川島幼稚園跡地の有効活用も含め、当該跡地を駐車場として整備を行っております。

昨年、園舎を解体し、自然転圧のため半年間の期間をあげ、現在、舗装・外構工事を施工しており、本年4月末には駐車場として整備が完了する予定であります。

完成後は、川島公民館の利便性が向上するとともに、地域の避難拠点としての施設整備が図られ、安心安全の確保につながるものと考えております。

次に、「文化財の継承」についてであります。

現在、市指定文化財等の一斉調査を実施しており、文化財としての保存状況・伝承状況の確認作業を進めているところであります。

文化財は、歴史ある地域資源であり、地域の中でどう活かすかを念頭に置きつつ、調査結果を取りまとめ、平成28年度において市内文化財案内冊子を作成することとしております。

このことにより、文化財としての価値及び魅力をより多くの市民等の方に知ってもらうことができ、加えて、郷土愛の醸成、地域アイデンティティの構築、地域の活性化が図られ、地方創生に寄与できるものと考えております。

4点目は、「地域の活性化」についてであります。

まず、「観光力の推進」についてであります。

平成29年に開催される「えひめ国体」や平成30年の「ベートーベンの第九初演100周年」などを背景に、平成29年4月から6月までの3か月間、四国4県において「四国デスティネーションキャンペーン」が実施されることとなりました。

この催しは、JRグループ旅客6社と地元自治体が協働で観光素材の発掘や発信を行う大型観光キャンペーンで、過去の実績からも観光入れ込み客数の増加が見込まれております。

キャンペーンの実施にあたり、本市では美郷地区において取り組んでいる”体験”や”グルメ”といった着地型観光イベントに関する情報発信を積極的に行うこととし、キャンペーンを契機として継続的な誘客の増加につながるよう努めてまいります。

また近年、日本文化への関心の高まりにより海外からの観光客が年々増加しており、海外向けの観光情報を提供することが従来にも増して重要となっております。

このため、本市の情報提供の基本ツールとなる観光パンフレットをリニューアルするとともに、情報の多言語化に取り組むなど、インバウンド観光に対応した効果的な情報発信を行ってまいります。

次に、「商業地域活性化支援事業」についてであります。

空き店舗が増えた「JR鴨島駅前商店街」に少しでもにぎわいを取り戻すため、平成25年度に、商店街にある空き店舗を利用し新たな事業を始める方を対象に改装費及び家賃の一部を助成する「JR鴨島駅前商店街活性化モデル事業」を創設いたしました。

こうした中、昨年5月には駅前中心市街地の公共的施設でもあ

ったJA厚生連「麻植協同病院」が吉野川遊園地跡地へ移転し、中心市街地の更なる空洞化が懸念されているところでございます。

このような状況を踏まえ、活性化モデル事業を発展的に解消し、助成対象区域を従前の鴨島駅前商店街エリアから麻植協同病院跡地を含む都市計画用途地域の商業地域まで拡大するなど一部補助要件を緩和した「商業地域活性化支援事業」として取り組むことといたしました。

この支援事業の実施により、さらに空き店舗への出店を促し、鴨島駅前商業地域の振興、及びまちのにぎわい創出の一助にしてまいりたいと考えております。

次に、「都市計画用途地域の見直し」についてであります。

本市では平成8年以降、用途地域の見直しは行われておらず、土地利用や社会情勢の変化に対応しているとは言いがたい状況にございます。

現在、今後5カ年を期間とする総合戦略の策定、施策の推進、また、平成29年度をめぐりに徳島東部都市計画区域マスタープランの見直しが、進められており、この状況を踏まえ、土地利用計画上の諸課題に対応した見直しの検討を行ってまいりたいと考えております。

都市計画は、土地資源を有効に活用・配分し、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための計画であります。その中でも、用途地域は土地利用の最も基本的な枠組みを定めるものであるため、地域の実情に応じたきめ細かな土地利用を誘導し、望ましい都市づくりを実現してまいりたいと考えております。

5点目は、「鴨島閉鎖処分場公園整備」についてであります。

永年ごみの最終処分場として利用し、その後、平成16年度に適正閉鎖いたしました現在の鴨島町一般廃棄物閉鎖最終処分場は、毎年水質検査等を行ってまいりました。

その結果、近年安定した数値となってきたことから、地元自治会からの要望等を踏まえ、公園整備を実施し、本年3月末に完成する運びとなっております。

この公園は、芝生広場をメインに、トイレ・複合遊具・健康遊具・遊歩道

などを配置し、芝生広場においては、少年サッカーやグランドゴルフ等に、複合遊具・健康遊具は小さな子供から高齢者の方まで幅広く利用できる施設となっております。

遊歩道は散歩やジョギングなどに御利用いただき、健康意識の向上、地域コミュニティの結びつきの強化など、世代を超えた地域の交流の場となることを期待しているところでございます。

6点目は、「健康で快適に暮らせるまちづくり」についてであります。

まず、「保健予防対策の充実」についてであります。

市民一人一人の健康を守るためには、病気の早期発見、早期治療といった2次予防にとどまらず、健康を増進し、積極的に疾病を予防していくという1次予防の考え方に基づいた保健予防対策を推進していくことが必要であり、今後その重要性はますます高まっていくものと認識しております。

このような認識のもと、従来からの高齢者インフルエンザ予防接種事業に加え、新たな制度として、6ヶ月児から小学校6年生までを対象に、インフルエンザ予防接種1回当たり1,000円を助成する「子どもインフルエンザ予防接種助成事業」を実施いたします。

さらに、がん対策の新たな取り組みとして、中学生を対象とした「ピロリ菌検査事業」を実施し、検査の結果により、陽性者および保護者や家族に対し、適切な保健指導を行ってまいります。

これらの事業の実施により、市民への健康の保持増進につながり、保健予防対策の充実、あるいは、子どもの保険医療費の抑制や子育て世帯の負担軽減、あわせて子育て環境の充実が図られるものと大いに期待しております。

次に、「要支援高齢者向け地域支援事業」についてであります。

介護保険法改正等により、要支援に認定された方が受けられていた介護予防給付のうち、訪問介護と通所介護については、平成28年度から市の地域支援事業に移行いたします。

このことにより、平成28年4月以降に要支援認定の失効された方が

ら、順次、地域支援事業の適用となりますが、これらは市の事業として継続して実施いたしますので、日常生活自立度などの状態が同程度であれば、これまでと同様のサービスが受けることができます。

また、生活支援体制の整備については、生活支援コーディネーターを中心として、様々な職種の方による協議体を設置し、その中で必要な検討を行いながら、高齢者が可能な限り在宅での生活が継続できるよう、適切な介護サービス等の提供について努めてまいります。

7点目は、「簡素で効率的な行政基盤の確立」についてであります。

まず、「公共施設等総合管理計画策定」についてであります。

本市の公共施設については、築後20年以上経過したものが、大半で、不具合が生じた箇所を修繕・改修する「事後保全」で対応してまいりましたが、適切な修繕・改修の時期を逸すこともあるため、時間と費用の増大が課題となっております。

厳しい財政状況が続く中で、早急に全庁的な視点で公共施設等の現状を分析し、総合的・中長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化と、公共施設等の最適な配置をすることが必要となっております。

このため、今年度調査をしております固定資産台帳の整備の成果をもとに、平成28年度から、施設の維持管理計画と長期的な視点に立った財政運営の継続性を合わせ持った「公共施設等総合管理計画」の策定に取り組んでまいります。

次に、「公営企業会計移行に係る進捗状況」についてであります。

上・下水道事業につきましては、平成30年度からの「地方公営企業法」の全部適用を目指して移行作業を進めております。

現在は、主に下水道事業に係る公営企業会計に不可欠となる固定資産台帳の整備を業務に精通した業者の支援を受けながら進めております。

また、すでに公営企業として運営しています上水道事業につきましては、平成29年度から「簡易水道事業」を統合し、安全で良質な水を安定供給できるよう給水事業全体の効率性と持続可能性を高

め、より一層の経営の健全化に努めてまいります。

今後、予定しております工程に沿いまして、会計処理システムなど関連システムの構築、新たな料金体系を検討するための経営シミュレーション、法適用に伴う条例・規則の制定、改正などの関連事務・手続きを含む移行業務に取り組んでまいります。

以上、市政に対する所信の一端を申し上げます。

地方創生にかかる施策の展開は、独自のまちづくりのアイデアを行動力と実行力で実現でき、魅力あるまちづくりを進めるチャンスであると、私は捉えております。

この吉野川市が、自らが進むべき未来をしっかりと見据え、全国に誇れる地方創生のモデルとなるようなまちづくりの推進に全力で取り組んでまいりますので、

議員各位をはじめ、市民の皆様の御理解、御協力を心よりお願い申し上げます。

次に、今定例会に提出いたしております案件につきまして、概要を御説明申し上げます。

今議会に提出しております案件は、「専決処分」の承認案件が1件、条例の制定5件、廃止2件、一部改正24件の条例に関する案件が31件、一般会計（第5号）及び特別会計等の「平成27年度補正予算」に関する案件が14件、「平成28年度当初予算」に関する案件が9件、市道路線の認定に関する案件が1件、工事変更請負契約の締結についての案件が1件の計57件でございます。

まず、報第1号

「税条例等の一部を改正する条例」の一部を改正する条例の専決処分については、

平成28年度与党税制改正大綱において、一部の手続における個人番号の利用の取扱いを見直す方針が示され、平成28年1月以後に納税義務者等から提出される一部の書類について、個人番号の記載を要しないこととされたことに伴い、専決処分いたしましたので、議会に報告し、承認をお願いするものです。

次に、

議第1号から議第31号までは、「条例関係議案」です。

議第1号「行政不服審査会条例」は、行政不服審査法の全部が改正され、審査請求に係る裁決を点検するために、第三者機関への諮問手続が導入されたことに伴い、「行政不服審査会」を設置するため、必要な事項を定めるものです。

議第2号「職員の退職管理に関する条例」は、地方公務員法の一部が改正され、新たに地方公務員の退職管理に関する規定が設けられたことから、その趣旨に照らし、働きかけ規制・及び・再就職情報の届出の義務付けについて、必要な事項を定めるものです。

議第3号「職員の自己啓発等休業に関する条例」は、地方公務員法の規定に基づき、大学等における課程の履修・又は・国際貢献活動のための休業制度について、必要な事項を定めるものです。

議第4号「職員の配偶者同行休業に関する条例」は、地方公務員法の規定に基づき、外国等で勤務する配偶者と生活を共にすることを可能とする休業制

度について、必要な事項を定めるものです。

議第5号「行政不服審査関係手数料条例」は、行政不服審査法の全部が改正され、処分庁等から審査庁へ提出された書類等について、写しの交付を受けることができることとなったため、当該写しの交付に係る手数料の額その他の事項を定めるものです。

議第6号「情報公開条例の一部改正」及び議第7号「個人情報保護条例の一部改正」は、行政文書の公開請求・及び・個人情報の本人開示請求に係る審査請求について、国の制度と同様に、行政不服審査法の規定に基づく審理員制度を適用しないこととするほか、行政不服審査法の全部改正に伴う所要の整備を行うものです。

議第8号「固定資産評価審査委員会条例の一部改正」は、行政不服審査法の全部が改正されたことに鑑み、書面等の交付に係る手数料の額を定めるなど、所要の改正を行うものです。

議第9号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正」は、地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行うものです。

議第10号「議会議員の議員報酬、費用弁償・及び期末手当に関する条例の一部改正」から議第13号「職員の給与に関する条例の一部改正」までについては、国の特別職の職員の給与に関する法律の一部が改正されたこと・及び・徳島県人事委員会勧告等に鑑み、給与表の改定等、所要の改正を行うものです。

なお、これら4件の給与関連の条例は、事案の性格上、本日、先議をお願いするものであります。

議第14号「職員の給与に関する条例の一部改正」は、地方公務員法・及び・行政不服審査法が改正され、条例で、給与表の等級別の分類の基準となる職務内容を示した「等級別基準職務表」を定めることとされたこと等に伴い、所要の改正を行うものです。

議第15号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正」は、職務の特殊性に関する必要性・及び妥当性を検証するとともに、

他団体との均衡を図るため、手当の種類及び額の見直しを行うものです。

議第16号「税条例の一部改正」は、
減免申請期限の取扱いに関する総務省通知に鑑み、
市税に係る減免の申請期限を
「納期限前7日」から「納期限」に改めるものです。

議第17号「行政財産使用料条例の一部改正」は、
徳島県及び県内の市町村の状況に鑑み、
電柱等の設置に係る行政財産の使用料に関し、
所要の規定を設けるものです。

議第18号「地域福祉基金条例の一部改正」は、
地域福祉の向上を目的とした様々なニーズに対応し、
地域における保健福祉事業を推進するため、
地域福祉基金の用途を拡大するとともに、処分に関する規定を定める
ものです。

議第19号「川島財産区管理会条例の廃止」は、
本年3月31日をもって川島財産区を廃止することに伴い、
本条例を廃止するものです。

議第20号「幼稚園保育料等徴収条例の一部改正」は、
平成28年度から夏休みが短縮されることに伴い、
当該短縮される期間に係る預かり保育料について、所要の改正を行
うものです。

議第21号「保育所条例の一部改正」は、
平成28年度から鴨島西保育所を閉所することに伴い、
所要の改正を行うものです。

議第22号「在宅介護支援センター条例の廃止」は、
先の12月定例会において議決いただきましたとおり、
在宅介護支援センターを社会福祉法人博友会に譲渡し、民営化する
ことに伴い、同条例を廃止するものです。

議第23号「国民健康保険税条例の一部改正」は、
減免申請期限の取扱いに関する総務省通知に鑑み、
国民健康保険税に係る減免の申請期限を
「納期限前7日」から「納期限」に改めるものです。

議第24号「共同利用農機具施設条例の一部改正」は、利用実態のない山田南部共同利用農機具施設を廃止するとともに、所要の改正を行うものです。

議第25号「公園条例の一部改正」については、新たに岡原多目的緑地公園を整備することに伴い、所要の整備を行うものです。

議第26号
「企業職員の給与の種類・及び・基準に関する条例の一部改正」は、職員の自己啓発等休業及び配偶者同行休業の制度が創設されたこと等に伴い、所要の改正を行うものです。

議第27号
「消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正」は、消防団員の定員について、分団の解散その他の事情に鑑み、実態に即した定数に改めるものです。

議第28号
「人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正」は、地方公務員法・及び・行政不服審査法が改正されたことに伴い、人事行政の運営の状況に係る任命権者の報告事項を改めるなど、所要の改正を行うものです。

議第29号
「指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準
・を定める条例の一部改正」及び

議第30号
「指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営・並
びに・指定地域密着型介護予防サービス事業に係る・介護予防のため
の効果的な支援の方法に関する基準・を定める条例の一部改正」
は、介護保険法施行規則等の一部が改正され、
指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
等について、省令に定められた基準に合わせた改正を行うものです。

議第31号
「保育の必要性に係る認定の基準に関する条例の一部改正」は、職業能力開発促進法の一部が改正されたことに伴い、
所要の整理を行うものです。

次に、「平成27年度補正予算案」です。

議第32号「一般会計・補正予算（第5号）」から
議第37号「農業集落排水事業・特別会計・補正予算（第1号）」
までは、
「一般会計」、「国民健康保険・特別会計」、
「介護保険・特別会計」、「公共下水道事業・特別会計」、
「特定環境保全・公共下水道事業・特別会計」、「農業集落排水事業
・特別会計」の6つの会計について、
給与改定に伴う財源調整を行うため、所要の補正を行うものです。

なお、これらの補正予算は、先ほどご説明申し上げた給与関連条
例の施行に伴う人件費の補正であることから、本日、先議をお願い
するものであります。

議第38号「一般会計・補正予算（第6号）」は、
各事業における実績に伴う不用額・不足額を調整する一方、
情報セキュリティ強化対策費及び
年金生活者等支援臨時福祉給付金事業費などの追加により、
5億6,083万6千円を増額し、
補正後の予算総額を、203億1,185万9千円とするものです。

議第39号から議第45号は、
「国民健康保険・特別会計」、「後期高齢者医療・特別会計」、
「介護保険・特別会計」、「公共下水道事業・特別会計」、
「特定環境保全・公共下水道事業・特別会計」、「農業集落排水事業
・特別会計」「簡易水道事業・特別会計」の7つの特別会計につい
て、事業費の確定等により、所要の補正を行うものです。

次に、議第46号から議第54号までは、
「平成28年度当初予算案」です。

議第46号「一般会計予算」につきましては、
予算額、198億9,849万円で、
前年度比 9億1,206万9千円、4.8%の増となっています。
これは、

高越（こうつ）小学校・こども園整備事業、山瀬地区認定こども
園整備事業、子どもインフルエンザ予防接種助成事業、公営住宅等
ストック総合改善事業、中心市街地まちづくり計画策定事業など、
各施設・設備の整備などの増額予算がある一方、
公的病院の産科分娩再開支援事業、鴨島閉鎖処分場公園整備事業
などの減額予算によるものです。

議第47号から議第53号は、「国民健康保険・特別会計」、
「後期高齢者医療・特別会計」、「介護保険・特別会計」、
「公共下水道事業・特別会計」、「特定環境保全・公共下水道事業・
特別会計」、「農業集落排水事業・特別会計」、「簡易下水道事業・特別
会計」の7つ特別会計について、それぞれの事業費の当初予算につ
いて、所要の計上を行っております。

議第54号「水道事業会計予算」は、
地方公営企業法適用支援業務、給水車の購入などの経費として、
収益的支出で、5億8,612万1千円、
資本的支出で、7億7,101万5千円を計上しています。

議第55号は、
「中郷（なかごう）9号線」の市道・路線の認定を行うものです。

議第56号は、
「岡原多目的緑地公園整備工事（土木）変更請負契約の締結につい
て」議会の議決を求めるものでございます。

以上、概略の説明を申し上げましたが、十分御審議の上、原案ど
おり御賛同くださいますようお願い申し上げます。